



島根県報

平成17年 1月 7日 (金)
第 1,639 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	2
土地改良区の役員の退任	(")	3
土地改良区の役員の就任	(")	3
保安林の指定	(森林整備課)	3
森林法第189条の規定による告示及び揭示	(")	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用開始	(")	8
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(")	8
平成15年度島根県歳入歳出決算	(審査課)	8

公 告

平成17年度及び平成18年度における島根県立中央病院が発注する選択業務契約に係る指名競争入札の参加資格等	(医療対策課)	18
--	---------	----

特定調達公告

島根県芸術文化センター展示ケースの調達に係る一般競争入札の落札者等	(文化振興課)	20
-----------------------------------	---------	----

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更		21
-------------------------	--	----

正 誤

平成13年11月30日付け島根県報号外第106号中	(健康福祉総務課)	21
---------------------------	-----------	----

告 示

島根県告示第 6 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 1月 7日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 カワセ	平田市国富町1209番地	居宅介護支援事業	有限会社カワセ 居宅介護支援事業所	平田市国富町1209番地	平成16年 12月 1日

島根県告示第7号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年1月7日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡川本町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

遠藤 幸秀 邑智郡川本町大字川本1958番地 2
左田野 武 邑智郡川本町大字因原249番地
大畑 隆志 邑智郡川本町大字川下3437番地 1
徳永 信義 邑智郡川本町大字湯谷1027番地
伊藤 隆男 邑智郡川本町大字小谷52番地
石田 哲夫 邑智郡川本町大字湯谷885番地
坂根 剛 邑智郡川本町大字三原680番地
山下 辰三 邑智郡川本町大字田窪309番地
市原 義弘 邑智郡川本町大字南佐木407番地
木村 國樹 邑智郡川本町大字湯谷371番地 2
小田 泰敬 邑智郡川本町大字湯谷815番地
梶 光夫 邑智郡川本町大字川下1783番地

監事

竹下 禎彦 邑智郡川本町大字三原149番地 6
原 幸男 邑智郡川本町大字北佐木206番地
上田 武人 邑智郡川本町大字小谷174番地

2 就任年月日

平成15年7月9日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

遠藤 幸秀 邑智郡川本町大字川本1958番地 2
松川 信雄 邑智郡川本町大字因原270番地 1
大畑 隆志 邑智郡川本町大字川下3437番地 1
杉山 恵秀 邑智郡川本町大字川下1194番地
山根 節雄 邑智郡川本町大字小谷179番地
石田 哲夫 邑智郡川本町大字湯谷885番地
坂根 剛 邑智郡川本町大字三原680番地
山下 辰三 邑智郡川本町大字田窪309番地
榎 清治 邑智郡川本町大字南佐木382番地
木村 國樹 邑智郡川本町大字湯谷371番地 2
小田 泰敬 邑智郡川本町大字湯谷815番地
梶 光夫 邑智郡川本町大字川下1783番地

監事

廣田 智弘 邑智郡川本町大字三原353番地 1
伊藤 富夫 邑智郡川本町大字三俣402番地
上田 武人 邑智郡川本町大字小谷174番地

島根県告示第 8 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 1 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡川本町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

小田 泰敬 邑智郡川本町大字湯谷815番地
梶 光夫 邑智郡川本町大字川下1783番地

島根県告示第 9 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 1 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡川本町土地改良区**1 就任した役員の氏名及び住所**

理事

樋口 忠三 邑智郡川本町大字川本1565
尾崎 順和 邑智郡川本町大字三俣66

2 就任年月日

平成16年 3 月 23 日

島根県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 1 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字吉野字新屋533 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第11号

平成16年島根県告示第1,189号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を佐田町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年1月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所					不明である通知の相手方		
(市)郡	(町)村	大字	字	地番	保安林の所有者	住所	
簸川	佐田	吉野	神馬山	553	神田賢司	岡山市津島中1-3 RA-306号	
			水谷	586-1	和泉和男	簸川郡佐田町大字吉野297	
				586-12	神田清市	" " " 31	
		寺ノ谷	634-2	神田武市	簸川郡佐田町大字吉野232		
			土井	644-2			
			菅沢	673-1	神田キヨコ	" " " 31	
		上橋波	門曲	670	安井秀夫	大阪府河内市大字吉田島の内40	
				居舟谷	740-1		
					705-1		
			滝ヶ谷	760-8			
				保井谷	716-2		
				門曲	671	大谷捨四郎	簸川郡佐田町大字上橋波125
			居舟	672			
				692			
				オノ元	699		
釣井手	700						
	713-1から						
	713-3まで						
保井谷	713-7						
	714						
	715						
居舟	691	安井茂太郎	簸川郡佐田町大字上橋波1				
オノ元	699	深井常藏	簸川郡佐田町大字上橋波154				
	700	安井藤太郎	" " " 99				
釣井手	713-1から	神田宇太郎	簸川郡佐田町大字上橋波103				
	713-3まで	安井貞五郎	" " " 95-1				

	保井谷	713 - 7 714 715		
	保井谷	716 - 2	山本信吉 大谷乙三郎	簸川郡佐田町大字上橋波159 " " " 123
	保井谷 滝ヶ谷	716 - 2 760 - 1	神田喜年	簸川郡佐田町大字上橋波89 - 2
	保井谷 滝ヶ谷	716 - 2 760 - 6	渡部茂義	簸川郡佐田町大字上橋波219
	保井谷 長川原 滝ヶ谷	716 - 2 744 - 5 760 - 9	山毛善博	簸川郡佐田町大字上橋波4
	小弁堂 向長川原	733 - 1 733 - 2 734 - 1	和田 武 三島喜市	簸川郡佐田町大字下橋波222 " " " 235
下橋波	大鍋 中山	925 979	石崎愛次郎	簸川郡佐田町大字下橋波449
	横引	940	藤原タメ	簸川郡佐田町大字下橋波575
	奥鍋	942	三島勇雄	簸川郡佐田町大字下橋波544
	以森谷 松ヶ谷	943 954 955	佐々木長兵衛	簸川郡佐田町大字下橋波165
	尻ナシ谷	956 957 - 1		
	ハカン谷 ミヲト坂	958 959 960 - 1		
	西京峠	961 962		
	中山	963 - 1 997 998 1013 1014 1020 - 1 1021 - 1 1022		
	松ヶ谷	954 955		
	尻ナシ谷	956 957 - 1		
	ハカン谷	958		
	松ヶ谷	954	藤原明人	松江市東津田町1243 - 2
		955	能美宏秋	出雲市今市町2008 - 34
	尻ナシ谷	956	神田 茂	" 大津町584 - 14
		957 - 1	神田栄義	簸川郡佐田町大字下橋波737 - 1
	ハカン谷	958	松久寺	" " " 第 1 号地

		ミヲト坂	959 960 - 1	和田繁子	" " " 222
		西京峠	961 962		
		中山	963 - 1		
		松ヶ谷	954 955	沓内三枝子	出雲市今市町1193 - 1
		尻ナシ谷	956 957 - 1		
		ハカン谷	958		
		ミヲト坂	959 960 - 1		
		西京峠	961 962		
		中山	963 - 1 1023 1024		
		中山	999 1000	三島正夫	簸川郡佐田町大字下橋波213

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第12号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年1月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市西浜佐陀町字釜代54 - 2地先から同町字釜代1399 - 6地先まで	前	メートル 8.00 ~ 37.00	244.00	松江土木建築事務所 道路改良工事 拡幅
			後	13.00 ~ 44.00	244.00	
"	375号	邑智郡美郷町別府88番2地先から同588番1地先まで	前	13.00 ~ 15.50	29.30	川本土木建築事務所 県営土地改良事業に伴う所管換え 拡幅
			後	16.00 ~ 16.70	29.30	

"	186号	浜田市河内町1620番 4 地先から同町3338番10 地先まで	前	17.00 ~ 76.00	240.00	浜田土木建 築事務所	道路改良工事	
			後	17.00 ~ 76.00	240.00		拡幅	
県 道	大社日御碕 線	簸川郡大社町大字杵築 東字名橋309番 1 地先 から同町大字杵築北字 仮宮分2844番40地先ま で	前	A	12.00 ~ 26.50	906.00	出雲土木建 築事務所	道路改良工事
		B		11.10 ~ 51.00	2802.00	先の A 及び B は 関係図面に表示 する敷地の区分 をいう。		
		簸川郡大社町大字中荒 木1852番 2 地先から同 町大字杵築北字仮宮分 2711番11地先まで	後 B	11.10 ~ 51.00	2802.00	ダブルウェイ解 消 町道移管		
"	"	簸川郡大社町大字日御 碕字川井戸952番 4 地 先から同字956番 9 地 先まで	前	A	7.00 ~ 40.00	450.00	"	道路改良工事
				B	11.00 ~ 72.00	360.00		先の A 及び B は 関係図面に表示 する敷地の区分 をいう。
			後 B	11.00 ~ 72.00	360.00	ダブルウェイ解 消 町道移管		
"	邑智大森線	邑智郡美郷町小松池 114番 7 地先から同114 番 1 地先まで	前	3.50 ~ 6.50	71.50	川本土木建 築事務所	県営土地改良事 業に伴う所管換 え	
			後	4.50 ~ 19.00	71.50		拡幅	
"	大田井田江 津線	江津市波積町本郷3 - 2 番地先から同町58 - 3 番地先まで	前	6.00 ~ 10.00	300.00	"	道路改良工事	
			後	12.00 ~ 21.00	300.00		拡幅	
"	"	江津市波積町本郷58 - 3番地先から同町200 - 5番地先まで	前	A	6.00 ~ 23.00	2350.00	浜田土木建 築事務所	道路改良工事
				A	6.00 ~ 23.00	2350.00		先の A、B 及び C は関係図面に 表示する敷地の 区分をいう。
			後 B	11.00 ~ 101.00	1546.00	トリプルウェイ		
"	"	江津市波積町本郷 180 - 3番地先から同町 200 - 5番地先まで	C	6.00 ~ 17.00	180.00	"	道路改良工事	
			後	11.00 ~ 31.00	196.00		拡幅	
"	"	江津市波積町本郷 200 - 5番地先から同町 209 - 1番地先まで	前	7.00 ~ 18.00	205.00	"	道路改良工事	
			後	11.00 ~ 31.00	196.00		拡幅	
"	美川周布線	浜田市穂出町口127番 地先から同町口280番	前	3.00 ~ 7.00	321.00	"	道路改良工事	

	2地先まで	後	7.00~ 15.00	321.00		拡幅
--	-------	---	----------------	--------	--	----

島根県告示第13号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年1月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市西浜佐陀町字釜代54 - 2地先から同町字坂ノ下196 - 11地先まで	メートル 844.00	平成17年 1月7日	松江土木建築事務所	

島根県告示第14号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年1月7日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指定年月日
県 道	宍道湖公園線	松江市灘町1番20地先から同町72番地先まで	上り線	平成17年 1月7日
"	"	松江市灘町233番2地先から同町52番1地先まで	下り線	"

島根県告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成16年12月17日に島根県議会で認定された平成15年度島根県歳入歳出決算及び監査委員の意見を次のとおり公表する。

平成17年1月7日

島根県知事 澄 田 信 義

平成 15 年度 島 根 県 歳 入 歳 出 決 算

一般会計

単位：円)

歳 入			歳 出		
款	項	収 入 済 額	款	項	支 出 済 額
1 県 税		59,727,282,765	1 議 会 費		1,037,020,195
	1 県 民 税	14,083,513,096		1 議 会 費	1,037,020,195
	2 事 業 税	15,450,612,079	2 総 務 費		39,726,639,741
	3 地 方 消 費 税	7,263,051,187		1 総 務 管 理 費	15,425,050,207
	4 不 動 産 取 得 税	1,554,950,596		2 企 画 費	7,832,705,057
	5 県 た ば こ 税	1,320,809,687		3 徴 税 費	2,929,108,533
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	231,444,850		4 市 町 村 振 興 費	10,425,970,413
	7 自 動 車 税	9,347,620,145		5 選 挙 費	1,237,220,566
	8 鉱 区 税	2,849,600		6 防 災 費	1,155,030,171
	9 狩 猟 者 登 録 税	27,543,000		7 統 計 調 査 費	422,732,420
	11 自 動 車 取 得 税	2,294,557,100		8 人 事 委 員 会 費	108,559,588
	12 軽 油 引 取 税	7,430,464,558		9 監 査 委 員 費	190,262,786
	13 入 猟 税	21,049,500	3 民 生 費		33,652,710,394
	14 核 燃 料 税	697,234,230		1 社 会 福 祉 費	20,195,778,372
	15 旧 法 に よ る 税	1,583,137		2 児 童 福 祉 費	10,343,004,933
2 地 方 消 費 税 清 算 金		13,497,922,184	3 生 活 保 護 費	3,111,085,039	
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,497,922,184	4 災 害 救 助 費	2,842,050	
3 地 方 譲 与 税		2,990,090,000	4 衛 生 費		20,824,985,140
	1 地 方 道 路 譲 与 税	2,684,678,000		1 公 衆 衛 生 費	9,761,511,408
	2 石 油 ガ ス 譲 与 税	203,563,000		2 環 境 衛 生 費	454,420,278
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	101,849,000		3 保 健 所 費	2,071,544,448
4 地 方 特 例 交 付 金		1,224,748,000		4 医 薬 費	1,244,619,391
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,224,748,000		5 環 境 費	2,384,780,818
5 地 方 交 付 税		190,773,276,000	6 病 院 費	4,908,108,797	
	1 地 方 交 付 税	190,773,276,000	5 労 働 費	3,492,204,830	

6	交通安全対策 特別交付金	318,180,000		1	労 政 費	2,275,525,627	
	1	交通安全対策 特別交付金		318,180,000	2	職 業 訓 練 費	1,089,188,031
7	分担金及び 負担金	8,240,658,477		4	労働委員会費	127,491,172	
	1	分 担 金		478,796,807	6	農林水産業費	72,928,181,513
	2	負 担 金		7,761,861,670	1	農 業 費	12,320,468,982
8	使用料及び 手数料	5,648,105,187		2	畜 産 業 費	2,520,155,949	
	1	使 用 料		4,148,120,791	3	農 地 費	31,852,893,501
	2	手 数 料		1,499,984,396	4	林 業 費	14,940,700,383
9	国庫支出金	123,287,327,796		5	水 産 業 費	11,293,962,698	
	1	国庫負担金		33,799,265,818	7	商 工 費	51,482,476,887
	2	国庫補助金		86,897,444,771	1	商 業 費	46,151,743,936
	3	委 託 金		2,590,617,207	2	工 鉱 業 振 興 費	4,636,478,433
10	財産収入	2,035,983,081		3	観 光 費	694,254,518	
	1	財産運用収入		1,002,054,581	8	土 木 費	128,639,402,420
	2	財産売却収入		1,033,928,500	1	土 木 管 理 費	7,593,782,994
11	寄 附 金	1,000,000		2	道 路 橋 梁 費	68,690,819,479	
	1	寄 附 金		1,000,000	3	河 川 海 岸 費	27,964,876,581
12	繰 入 金	17,901,525,588		4	港 湾 費	10,087,649,877	
	1	特 別 会 計 繰 入 金		715,854,056	5	都 市 計 画 費	12,926,422,858
	2	基 金 繰 入 金		17,185,671,532	6	住 宅 費	1,375,850,631
13	繰 越 金	13,561,525,415		9	警 察 費	22,308,515,375	
	1	繰 越 金		13,561,525,415	1	警 察 管 理 費	20,796,708,638
14	諸 収 入	56,732,356,722		2	警 察 活 動 費	1,511,806,737	
	1	延滞金・加算 金及び過料		116,732,465	10	教 育 費	108,152,019,669
	2	県預金利子		1,002,554	1	教 育 総 務 費	11,177,359,200
	3	公営企業貸付 金元利収入		12,164,258	2	小 学 校 費	32,951,051,592
	4	貸 付 金 元 利 収 入		51,335,542,734	3	中 学 校 費	17,393,727,331
	5	受託事業収入		729,979,962	4	高 等 学 校 費	22,680,313,895

	6 収益事業収入	2,117,367,910		5 特殊学校費	7,306,523,967
	7 利子割 精算金収入	1,471,233		6 大学費	2,658,679,596
	8 雑入	2,418,095,606		7 社会教育費	4,034,164,017
15 県 債		122,066,300,000		8 保健体育費	1,628,743,200
	1 県 債	122,066,300,000		9 教育文化費	8,321,456,871
			11 災害復旧費		3,648,011,821
				1 農林水産施設 災害復旧費	733,974,763
				2 公共土木施設 災害復旧費	2,896,075,508
				3 文教施設 災害復旧費	4,783,000
				4 県有施設等 災害復旧費	13,178,550
			12 公債費		105,110,577,425
				1 公債費	105,110,577,425
			13 諸支出金		18,510,327,263
				1 普通財産 取得費	25,658,695
				2 ゴルフ場利用 税交付金	161,400,079
				3 自動車取得税 交付金	1,593,106,000
				4 公営企業 貸付金	611,097,300
				5 公営企業 補助金	306,148,818
				7 公営企業 出資金	1,010,000,000
				8 利子割交付金	734,672,000
				9 利子割精算金	1,209,187
				10 特別地方消費 税交付金	495,000
				11 地方消費税 交付金	6,769,453,000
				12 地方消費税 清算金	7,297,087,184
			14 予備費		
				1 予備費	
	歳入合計	618,006,281,215		歳出合計	609,513,072,673
歳入歳出差引残額 8,493,208,542 円					

特別会計

島根県用品調達等特別会計

単位：円)

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1	用品調達費収入	358,182,780	1	用品調達費	337,295,700
	1 用品調達費収入	182,473,106		1	用品調達費
	2 自動車管理費収入	83,111,960	2	自動車管理費	154,824,958
	3 繰入金	83,575,000	2	電話料金管理費	78,553,445
	4 繰越金	8,949,145		1	電話料金管理費
	5 諸収入	73,569			
2	電話料金管理費収入	78,553,445			
	1 電話料金管理費収入	78,553,445			
歳入合計		436,736,225	歳出合計		415,849,145
歳入歳出差引残額			20,887,080円		

島根県証紙特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1	証紙収入	4,275,059,763	1	一般会計繰出金	4,177,480,498
	1 証紙収入	4,182,133,645		1	一般会計繰出金
	2 繰越金	92,926,118	2	返還金	2,187,710
				1	返還金
歳入合計		4,275,059,763	歳出合計		4,179,668,208
歳入歳出差引残額			95,391,555円		

島根県市町村振興資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入済額	款	項	支出済額
1	市町村振興資金収入	9,737,992,167	1	市町村振興資金	4,410,955,000
	1 諸収入	2,754,472,403		1	総務費

	2 繰入金	6,794,809,000		2 市町村振興資金貸付金	4,410,100,000
	3 繰越金	188,710,764			
歳入合計		9,737,992,167	歳出合計		4,410,955,000
歳入歳出差引残額 5,327,037,167 円					

島根県農林漁業改善資金特別会計

歳 入			歳 出			
款	項	収入済額	款	項	支出済額	
1 農業改良資金収入		192,060,878	1 農業改良資金		130,911,834	
	2 繰入金	5,207,102		1 農業改良資金	130,911,834	
	3 繰越金	136,111,814	2 林業改善資金		65,877,165	
	4 諸収入	50,741,962		1 林業改善資金	65,877,165	
	5 県債			3 林業就業促進資金		24,814,000
2 林業改善資金収入	160,937,590	1 林業就業促進資金	24,814,000			
	2 繰入金	717,165	4 沿岸漁業改善資金		46,921,000	
	3 繰越金	135,136,775		1 沿岸漁業改善資金	46,921,000	
	4 諸収入	25,083,650				
	3 林業就業促進資金収入	31,939,856				
	1 国庫支出金	12,000,000				
	2 繰入金	6,454,000				
	3 繰越金	7,325,691				
	4 諸収入	6,160,165				
	4 沿岸漁業改善資金収入	292,646,097				
	2 繰入金	2,065,000				
	3 繰越金	215,566,924				
	4 諸収入	75,014,173				
	歳入合計		677,584,421	歳出合計		268,523,999
歳入歳出差引残額 409,060,422 円						

島根県身体障害者更生援護特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 身体障害者 更生援護収入		338,385,707	1 身体障害者 更生援護費		337,169,403
	2 財 産 収 入	46,715,194		1 身体障害者 更生援護費	337,169,403
	3 繰 入 金	124,738,509			
	4 繰 越 金	409,066			
	5 諸 収 入	166,522,938			
歳 入 合 計		338,385,707	歳 出 合 計		337,169,403
歳 入 歳 出 差 引 残 額			1,216,304 円		

島根県母子寡婦福祉資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 母子寡婦福祉 資金収入		400,551,153	1 母子寡婦 福祉資金		185,427,699
	1 繰 入 金	16,121,000		1 母子寡婦 福祉資金	185,427,699
	2 繰 越 金	171,182,355			
	3 諸 収 入	213,247,798			
歳 入 合 計		400,551,153	歳 出 合 計		185,427,699
歳 入 歳 出 差 引 残 額			215,123,454 円		

島根県中小企業近代化資金特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 中小企業近代 化資金収入		5,566,450,846	1 中 小 企 業 近代化資金		3,517,423,330
	1 国庫支出金	1,733,000		1 総 務 費	23,386,262
	2 繰 入 金	24,650,000		2 中小企業近代 化資金貸付金	1,089,783,000
	3 繰 越 金	2,910,818,093		3 公 債 費	1,713,224,012
	4 諸 収 入	2,615,849,753		4 一 般 会 計 繰 出 金	691,030,056
	5 県 債	13,400,000			

歳 入 合 計	5,566,450,846	歳 出 合 計	3,517,423,330
歳 入 歳 出 差 引 残 額 2,049,027,516 円			

島根県立中海水中貯木場特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 中海水中貯木場収入		358,145,726	1 中海水中貯木場費		19,091,472
	1 使用料及び手数料	19,071,675		1 中海水中貯木場費	19,091,472
	2 繰入金	339,053,000			
	3 繰越金	4,671			
	4 諸収入	16,380			
歳 入 合 計		358,145,726	歳 出 合 計		19,091,472
歳 入 歳 出 差 引 残 額 339,054,254 円					

島根県臨港地域整備特別会計

歳 入			歳 出		
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額
1 港湾整備事業収入		854,731,415	1 港湾整備事業費		841,231,415
	1 使用料及び手数料	191,321,818		1 管理費	86,172,110
	3 繰入金	102,123,563		2 港湾建設費	265,416,000
	4 諸収入	13,650,325		3 公債費	489,643,305
	5 県債	264,000,000		2 漁港整備事業費	30,887,698
	6 財産収入	119,361,583		1 港湾建設費	27,310,000
	8 借入金	164,274,126		2 公債費	3,577,698
2 漁港整備事業収入		30,887,698			
	2 繰入金	3,577,698			
	6 借入金	27,310,000			
歳 入 合 計		885,619,113	歳 出 合 計		872,119,113
歳 入 歳 出 差 引 残 額 13,500,000 円					

島 根 県 流 域 下 水 道 特 別 会 計

歳 入			歳 出			
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額	
1	宍道湖流域下水道事業収入	5,083,852,180	1	宍道湖流域下水道事業費	3,920,046,597	
	1 分担金及び負担金	1,898,902,109		1	流域下水道管理費	1,357,402,360
	2 国庫支出金	829,008,000		2	流域下水道建設費	1,339,536,401
	3 繰入金	958,974,872		3	公債費	1,002,753,836
	4 借入金	50,233,561		6	借入金償還金	220,354,000
	5 繰越金	1,046,585,675				
	6 諸収入	80,147,963				
	7 県債	220,000,000				
歳 入 合 計		5,083,852,180	歳 出 合 計		3,920,046,597	
歳 入 歳 出 差 引 残 額 1,163,805,583 円						

島 根 県 営 住 宅 特 別 会 計

歳 入			歳 出			
款	項	収入 済 額	款	項	支出 済 額	
1	県営住宅事業収入	3,056,249,292	1	県営住宅事業費	3,043,889,943	
	2 使用料及び手数料	1,264,955,109		1	住宅管理費	912,664,470
	3 国庫支出金	974,782,000		2	住宅建設費	1,102,624,322
	4 財産収入	21,268,100		3	公債費	1,028,601,151
	5 繰入金	184,336,663				
	6 繰越金	12,255,905				
	7 諸収入	31,651,515				
	8 県債	567,000,000				
歳 入 合 計		3,056,249,292	歳 出 合 計		3,043,889,943	
歳 入 歳 出 差 引 残 額 12,359,349円						

平成15年度島根県歳入歳出決算について監査委員の審査意見

1 審査の結果

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書は、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であることを確認した。

2 財政運営の状況

一般会計と特別会計（島根県立中海水中貯木場特別会計、島根県臨港地域整備特別会計、島根県流域下水道特別会計を除く）を合算し、各会計間の重複を調整した県全体の純計決算額である普通会計の決算状況は、次のとおりである。

（単位：百万円）

年 度	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度への繰越財源	実質収支	単年度収支	公債費繰上償還額	実質単年度収支
平成15年度	622,690	606,107	16,583	14,672	1,911	540	2,200	2,740
平成14年度	669,235	651,834	17,401	16,030	1,371	331	7,000	6,669

主な財政分析指標等の状況

区 分	本 県		全 国 の 位 置	備 考
	平成15年度	平成14年度		
経常収支比率	86.8 %	86.3 %	低い方から14番目	低い方が財政構造の弾力性がある
一般財源比率	41.8 %	41.4 %	高い方から46番目	高い方が財政運営の自主性が確保できる
公債費負担比率	29.7 %	29.1 %	低い方から47番目	低い方が公債費の財政負担が小さい
起債制限比率	16.6 %	15.5 %	低い方から45番目	低い方が実質的な財政負担が軽い
地方債現在高	百万円 1,018,993	百万円 983,809	少ない方から20番目	N T T 債を除く
県民一人当たり地方債残高	百万円 1,338	百万円 1,292	最も多い	
財源調整3基金現在高	百万円 82,556	百万円 93,234		

（注）全国における位置は、「平成15年度地方財政状況調査」全国照会結果による。

3 審査意見

(1) 財政運営についての意見

現状

- ・ 県税収入の減少に加え、県債の残高が1兆円にも上り、この償還に係る公債費が1千億円を超え財政運営の圧迫要因となるとともに、起債制限比率が16.6%に上昇するなど、本県の財政は極めて厳しい状況となっている。
- ・ こうした中、昨年末に本県が大きく依存する地方交付税が大幅に削減されることとなった。この影響をまともに

受け、今後の構造的な収支不足はさらに拡大し450億円程度と見込まれ、このまま推移すれば、平成18年度には財政再建団体への転落が避けられないとの見通しが明らかにされた。

- ・このため、本年10月に「財政健全化指針」に替わる「中期財政改革基本方針」を策定し、直面している深刻な財政危機を回避するため、概ね10年後における収支均衡体質への転換を目指し、平成18年度までに300億円程度を圧縮することとされた。
- ・平成17年度当初予算編成方針では、まず、200億円程度の収支改善目標額を設定し、人件費総額の抑制や各種事業費の削減、事務事業の抜本的な見直しなど、歳出全般にわたる聖域なき見直しを行い、財政改革を強力に推進することとされた。

意見

- ・今後は、全体として財政規模が縮小することは避けられない状況にあり、「施策の選択と集中」を図ることが極めて重要である。このため、行政評価システムを早急に確立させその検証を通して、限られた行政資源（ヒト、モノ、カネ）を適切に配分し、より効率的かつ効果的な行財政運営に取り組みたい。
- ・国の「三位一体の改革」については、その先行きは不透明であるが、自主財源に乏しい本県にあっては予断を許さない状況にあり、その動向を的確に把握し、特に地方交付税の財源調整機能の強化、財源保障機能の堅持、必要な総額の確保など国への働きかけを一層強化されたい。
- ・今後とも、財政の健全化を最重要課題としつつ、行政サービスの民間委託やNPO・ボランティア等との協働を積極的に進め、県民の理解を得ながら様々な課題を克服し、持続的に発展する島根の実現に向けた行政の推進に取り組みたい。

(2) 会計事務・財産管理事務についての意見

平成15年度における会計事務及び財産管理等の事務については、全体として概ね適正に処理されているものと認められたが、次の点について特に留意し、適正な措置を講じられたい。

収入未済額の縮減について

平成15年度末における収入未済額の総額は、22億7,536万円余で、平成14年度に比較して1,231万円減少しているが、未だに多くの収入未済額を抱えている状況にあり、その主なものは次のとおりである。

1) 県税

加算金を含め総額で12億8,614万円余の収入未済額がある。

その中でも、個人県民税については、5億4,252万円余で県税の収入未済額の約42%を占めている。また、法人事業税及び自動車税については、4億8,518万円余で前年度に比べ両税で16.7%増加している。

収入未済の縮減に向け、「中期財政改革基本方針」の取組み期間に呼応し、専門職員の配置や人員を増強するなど一層の徴収体制の強化を図られたい。

2) 中小企業近代化資金貸付金

中小企業近代化資金貸付金元利収入については、5億4,654万円余の収入未済額がある。

債権確保に向けた徴収体制を一層強化するとともに、関係機関が一丸となった対策を講じられたい。

3) 母子・寡婦福祉資金貸付金

母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入については、1億6,915万円余の収入未済額がある。

償還指導員の配置に伴い、徴収率は向上してきているが、現在進められている福祉事務所の統廃合に伴い、債権回収が一層困難となることが懸念されるので、適切に債権が確保されるよう体制を検討されたい。

公

告

平成17年度及び平成18年度における島根県立中央病院が発注する洗濯業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のように定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第3項において準用する同令第167条の5第2項の規定により公告する。

平成17年 1 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 資格審査の対象となる営業品目

洗濯業務

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、登記簿謄本

ウ 個人にあっては、誓約書

エ 営業経歴書

オ 審査基準日（平成16年12月 1 日）における島根県税に係る納税証明書

カ 審査基準日における消費税及び地方消費税に係る納税証明書

キ 審査基準日の直前 2 年間の営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。）（個人にあっては、審査基準日の直前 2 年間の青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類）

ク 営業に必要な許可、許可等を受けていることを証する書類の写し

ケ 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度に基づく医療関連サービスマーク認定を受けている場合は、当該認定証書の写し

コ 印鑑証明書

サ 契約等に使用する印鑑についての届

シ 島根県との取引に当たって、代理人を定める場合は、委任状及び代理人になる者の誓約書

ス 誓約書

セ その他知事が必要と認める書類

(2) 書類の作成に用いる言語等

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本語通貨に換算し、記載すること。

(3) 書類の提出先及び提出方法

島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院事務局経営企画部へ持参すること

(4) 書類の受付期間及び受付時間

ア 受付期間 平成17年 1 月11日から平成17年 1 月25日まで行う（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）。

イ 受付時間 午前 9 時から午前11時30分まで及び午後 1 時30分から午後 4 時30分まで

(5) 受付方法

事情聴取を行うものとする。

3 入札参加の資格審査及び格付

(1) 資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準により点数を付与し、その合計数値により格付を行うものとする。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前 2 年間における年間平均営業実績高

イ 審査基準日の属する事業年度の前 1 年間における総売上額及び主要取引先ごとの営業実績高

ウ 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額

エ 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における機械設備、車両運搬具、工具及び器具の所有状況

- オ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
- カ 審査基準日の前日までの営業年数
- キ 審査基準日の属する事業年度の前年度の流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
- ク 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2に規定する基準の適合

(2) 格付

格 付	数 値
A	80点以上
B	60点～79点
C	40点～59点
D	40点未満

4 申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び交付時間並びに交付場所

(1) 交付期間及び交付時間

- ア 交付期間 2(4)アに同じ
- イ 交付時間 2(4)イに同じ

(2) 交付場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院事務局経営企画部

5 入札参加資格の登録の有効期間

資格を認定されたときから平成19年3月31日までとする。

6 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果の通知、申請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについては、庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）第6条及び第8条から第10条までの規定の例による。

7 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要する場合において、これを受けていない者
- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）を滞納している者
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 提出書類に故意に虚偽の表示の事実を記載した者

8 問合せ

資格審査についての問い合わせは、島根県立中央病院事務局経営企画部（電話0853-22-5111代表）にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年1月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称及び数量

島根県芸術文化センター展示ケース

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県環境生活部文化振興課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 落札者を決定した日
平成16年12月15日
- 4 落札者の氏名及び所在地
株式会社クマヒラ松江営業所 松江市学園一丁目6 - 14
- 5 落札金額
金50,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成16年11月 5 日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成17年 1月 7日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
養護老人ホーム玉峰苑	仁多郡仁多町大字亀嵩444番地 2	施設の所在地	仁多郡仁多町大字亀嵩1401番地 3

正 誤

平成13年11月30日付け島根県報号外第106号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四	ページ		下	段
十一	始めから		目	白町 誤
	目		白	町 正

